



熊本県公報

号外 第15号

平成30年3月30日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (") 1
- 熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 2

訓 令

- 熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 2
- 熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 3
- 熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (") 3
- 財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令…………… (") 3
- 熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令…………… (") 3
- 熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務事務センター) 4
- 熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 4
- 熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 4
- 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (") 4
- 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令…………… (") 5
- 熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令…………… (") 5
- 熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令…………… (") 5
- 熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令…………… (") 6
- 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令…………… (") 6
- 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (") 6
- 熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (財産経営課) 7

規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の欄中「センター長」を削り、「課（センター・グループ）付」を「課（グループ）付」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則

熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第5条第4項中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に、「課（センター）長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第16号

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

熊本県庁舎等管理規則（昭和42年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2左欄中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改め、同表右欄中「各課（センター・グループ）」を「各課（グループ）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第17号

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

熊本県庁用自動車管理規則（昭和46年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号及び第9条中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第18号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「センター・」を削る。

別表第1第1号中「くまもと県民交流館」を削り、「産業技術センター」を「産業技術センター
ム復興事務所」に、「熊本東警察署」を「熊本東警察署
熊本北合志警察署」に改める。

別表第4知事部局の項課の欄中「及び監理課」を「、監理課及び国際スポーツ大会推進課」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令

熊本県法令審議会規程（昭和27年熊本県訓令第584号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課（センター）長」を「課長」に、「政策調整監」を「政策審議監」に改める。

附 則
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第16号を次のように改める。
(16) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）又は熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号）に基づく事務であつて次に掲げるものに関する

ア ばい煙発生施設に係る届出の受理、計画変更命令、計画廃止命令、施設設置等の制限期間の短縮の決定、改善命令、一時停止命令、報告の徴収及び立入検査
イ 揮発性有機化合物排出施設に係る届出の受理、計画変更命令、計画廃止命令、施設設置等の制限期間の短縮の決定、改善命令、一時停止命令、報告の徴収及び立入検査

ウ 一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び粉じん発生施設に係る届出の受理、計画変更命令、計画廃止命令、基準適合命令、改善命令、一時停止命令、報告の徴収及び立入検査並びに特定粉じん排出等作業に係る届出の受理、計画変更命令、基準適合命令、一時停止命令、報告の徴収及び立入検査
エ 水銀排出施設に係る届出の受理、計画変更命令、計画廃止命令、施設設置等の制限期間の短縮の決定、改善勧告、改善命令、報告の徴収及び立入検査

第8条第1項第31号中「、土地利用方法変更届出」を「、当該確認を受けた土地に係る承継届出及び土地利用方法変更届出」に改める。

附 則
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中「課（センター）長」を「課長」に、同条第3号中「総務事務センター長」を「総務厚生課長」に改める。

第18条第2項中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。

附 則
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関
財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令
財産取扱者設置規程（昭和39年熊本県訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改める。

第2条の見出し及び同条第1項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に、「当該課（センター・グループ）」を「当該課（グループ）」に改める。

附 則
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令
熊本県自家用電気工作物保安規程（昭和41年熊本県訓令甲第3号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第1号中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員住宅管理規程（昭和41年熊本県訓令甲第13号）の一部を次のように改正
する。

第4条中「総務事務センター長」を「総務厚生課長」に改める。

別表単身者用の職員住宅の部熊本県職員芦北佐敷住宅の項の前に次のように加える。

熊本県職員一の宮単 身住宅	阿蘇市一の宮町宮地 2511番地	18,500円
------------------	---------------------	---------

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令
熊本県工事検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「本庁各課（センター）長」を「本庁各課長」に、「政策調整監」を
「政策審議監」に改める。

第13条第2項中「本庁各課（センター）長」を「本庁各課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県自動車税事務所処務規程（昭和49年熊本県訓令第17号）の一部を次のよう
に改正する。

第6条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第2号中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。

第2条第3号中ヌを削り、ネをヌとし、ノからへまでをネからフまでとし、フの次に次のように加える。
 へ 大切畑ダム復興事務所
 第2条第4号中「各課（センター）長」を「各課長」に、「政策調整監」を「政策審議監」に改める。
 第7条第2項中「総務部総務私学局総務事務センター長」を「総務部総務私学局総務厚生課長」に改める。
 第15条第1項中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。
 第22条中「総務部総務私学局総務事務センター」を「総務部総務私学局総務厚生課」に改める。
 第28条、第30条及び第31条中「総務事務センター長」を「総務厚生課長」に改める。

附 則
 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号
 熊本県公営企業管理規程第2号
 熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 管 理 局
 教 育 局
 警 察 本 部

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県教育長 宮 尾 千加子

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
 熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「知事公室政策調整監」を「知事公室政策審議監」に、「企業局次長」を「企業局総務経営課長」に改める。

附 則
 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号
 熊本県公営企業管理規程第3号
 熊本県教育委員会訓令第2号
 熊本県警察本部訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 管 理 局
 教 育 局
 警 察 本 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県教育長 宮 尾 千加子
 熊本県警察本部長 小 山 巖

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令
 熊本県災害警戒本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「関係課（センター・グループ）」を「関係課（グループ）」に、「政策調整監」を「政策審議監」に改める。

附 則
 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令
 熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号）の一部を次のように改正する。
 第2条第7号中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令
 熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。
 第5条第5項中「本庁各課（センター）長」を「本庁各課長」に、「政策調整監」を「政策審議監」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号
 熊本県公営企業管理規程第4号
 熊本県病院局管理規程第1号
 熊本県教育委員会訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 局
 病 院 局
 教 育 局
 教 育 局 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成30年3月30日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
 熊 本 県 病 院 事 業 管 理 者 永 井 正 幸
 熊 本 県 教 育 長 宮 尾 千 加 子

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。
 第7条第1項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改める。
 第10条中「各課（センター）長」を「各課長」に改める。
 別表第1中「知事公室政策調整監」を「知事公室政策審議監」に、「土木部政策審議監 会計課長」を「土木部政策審議監 国際スポーツ大会推進部政策審議監 会計課長」に、「企業局次長」を「企業局総務経営課長」に改める。
 別表第2中「知事公室審議員（2人以上あるときは知事公室長が指定する者）」を「知事公室政策調整審議員」に、「土木部政策調整審議員 出納局政策調整審議員」を「土木部政策調整審議員 国際スポーツ大会推進部審議員（2人以上あるときは国際スポーツ大会推進部長が指定する者） 出納局政策調整審議員」に改める。
 別表第3中「東京事務所次長」の次に「（2人以上あるときは東京事務所長が指定する者）」を加える。
 附 則
 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号
 熊本県公営企業管理規程第5号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
 熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。
 第5条第1項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改め、同条第2項中「本庁各課（センター）長」を「本庁各課長」に、「政策調整監」を「政策審議監」に改める。
 第6条第1項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改め、同条第4項中「課（センター）長」を「課長」に改める。
 第7条第1項中「その課（センター・グループ）」を「その課（グループ）」に改める。
 第15条第3項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改める。
 第16条第1項ただし書中「往復文等で特に軽易なものについては」の次に「、政策審議監名（知事公室に限る。）」を加え、「課（センター）長名」を「課長名」に改める。
 第17条第1項中「各課（センター・グループ）」を「各課（グループ）」に、「当該課（センター・グループ）」を「当該課（グループ）」に改める。
 第18条第1項中「各課（センター・グループ）」を「各課（グループ）」に改め、同条第2項及び第3項中「センター若しくは」を削り、同条第4項、第5項及び第8項中「センター又は」を削る。
 第20条第3項及び第21条中「主管課（センター）長」を「主管課長」に改める。
 第24条第1項第10号を次のように改める。
 (10) 課長又は政策審議監限りで決裁するもの 「課長」又は「政策審議監」
 第26条第1項中「他課（センター・グループ）」を「他課（グループ）」に、「関係課（センター）長」を「関係課長」に改め、同条第2項中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に、「課（センター）長」を「課長」に改める。
 第28条中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。
 第31条第1項中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に、「課（センター）長」を「課長」に改め、同条第2項中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。
 第33条第1項中「課（センター）長」を「課長」に、「当該課（センター・グループ）」を「当該課（グループ）」に改め、同条第5項中「当該課（センター・グループ）」を「当該課（グループ）」に改め、同条第10項中「課（センター）長」を「課長」に、「各課（センター・グループ）」を「各課（グループ）」に改める。
 第34条第2号中「課（センター）長」を「課長」に改める。
 第37条中「センター及び」を削る。
 第40条第4項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改める。
 第42条中「センター及び」を削る。
 別表第1の1の表中「総務事務センター 総セ」を「総務厚生課 総厚」に改め、「国際スポーツ大会推進課 国ス推」を削り、「住宅課 住」を「住宅課 住 国際スポーツ大会推進課 国ス推」に改める。
 別表第1の2の表中 「用地第一課 央土用一」を「用地課 央土用」に、「復興まちづくり課 央土復ま」を「益城復興事務所街路用地課 央益街用 益城復興事務所区画整理用地課 央益区用」に、「景観建築第一課 北景建一」を「景観建築課 北景建」に改め、「くまもと県民交流館 県民交」を削り、「熊本県天草家畜保健衛生所 天家衛」を「熊本県天草家畜保健衛生所 天家衛 熊本県大切畑ダム復興事務所 大ダ復」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県職務発明等に関する規程（平成2年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。

第19条中「勤務発明者」を「発明者」に改める。

第21条中「第9条中」を「第8条中」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。